

議案第6号

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえた関係法律の一部改正に準じ、令和7年度以降の期末手当の支給割合に係る改正をするものです。

2 改正内容

6月と12月に支給する町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を平準化します。

	6月	12月	合計
改正前（令和6年度）	170/100	175/100	345/100
改正後（令和7年度以降）	172.5/100	172.5/100	345/100

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年高根沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。